

特許庁委託

台湾模倣対策マニュアル

2013年3月

公益財団法人交流協会

(二) 行政機関への告発(公平交易委員会、中央・直轄市・県市の所管官庁)

1. 公平交易委員会

他人の氏名、商号、会社名称、商標、商品の容器・包装、外観、又は他人の商品・サービス若しくは営業を表示するその他の表徴を模倣した者に対し、台湾公平交易法第 20 条の違反を理由に、台湾公平交易委員会に告発状を提出し、行為者による当該表徴に関わる商品の販売・製造、運送、輸出又は輸入行為を禁ずる行政措置を請求することができる。

(1) 告発手続き

告発できる資格	制限がなく、何人も告発できる。
告発可能な事由	他人の氏名、商号、会社名称、商標、商品の容器、包装、外観、又は他人の商品・サービス若しくは営業を表示するその他の表徴が模倣された (公平交易法第 20 条)
告発の効果	公平交易法違反と認められた場合、違反程度に応じて、是正、過料の行政処分が下される。
告発機関及び機関の所在	公平交易委員会 台湾台北市中正區濟南路 1 段 2 之 2 號 12 樓 電話：886-2-2351-7588 http://www.ftc.gov.tw/internet/english/index.aspx

(2) 公平交易法違反の効果

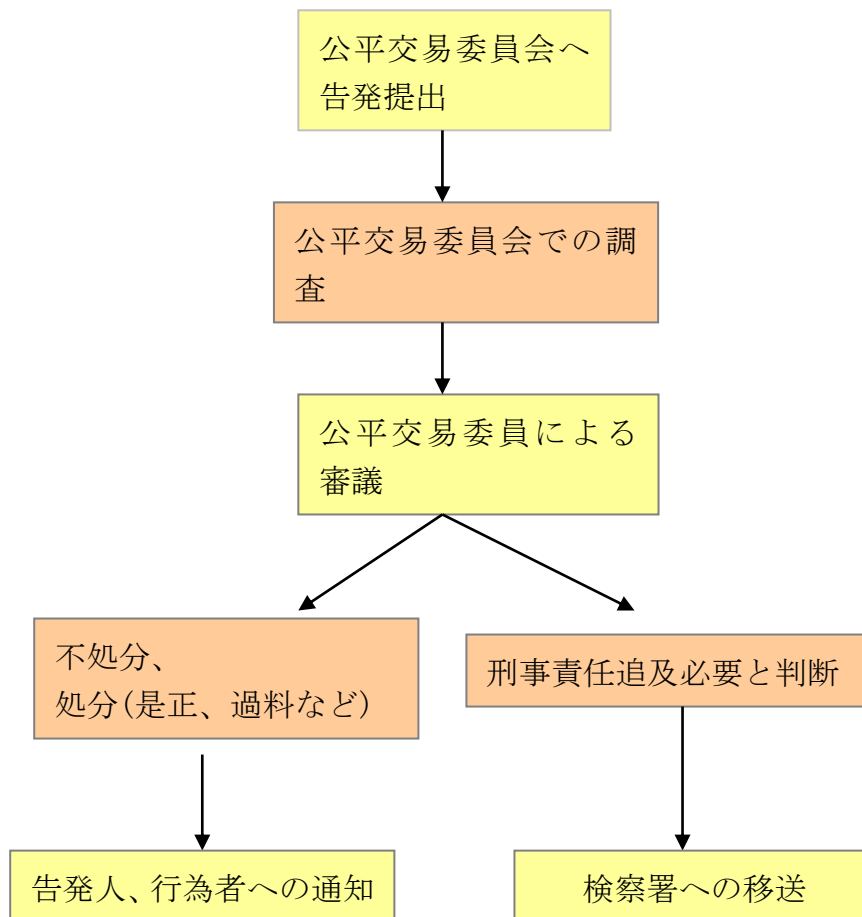
公平交易委員会は、「他人の氏名、商号、商標、商品の容器、包装、外観、又は他人の商品・サービス・営業を表示するその他の表徴の模倣行為」があると認定した場合、同委員会は期限を定めて当該行為の停止、改正又は必要な是正措置をとるよう命じるとともに、行為者に対し 5 万台湾元以上 2500 万台湾元以下の過料に処することができる。指定した期限を過ぎても、当該違反行為が停止、改正されず、又は必要な是正措置がとられない場合、引続き期限を定め、当該行為の停止、改正又は必要な是正措置をとるよう命じ、当該行為を停止、改正、又は必要な是正措置がとられるまで、回数に照らして 10 万台湾元以上、5000 万台湾元以下の過料を連続して科することができる。

(3) 公平交易委員会による行政処分に対する不服申立て

公平交易委員会による是正、過料の処分を不服とする者は、公平交易委員会から行政処分を通知する書類を受け取った日の翌日から 30 日以内に、所定事項を記載した

訴願書をもって、公平交易委員会を通じて、行政院へ訴願を提起することができる。ただし、公平交易委員会による決定は行政処分に該当するので、訴訟判決と異なり、決定が下されると、直ちに執行力が生じ、不服があっても執行を止めさせる効力を有しない。

(4) 公平交易委員会による調査のフローチャート



2. その他の機関(中央・直轄市・県市の所管官庁)

(1) 商品表示法による救済

商品表示法第6条第1号により、商品表示の内容に虚偽、不実又は誤解を生じさせる事情があってはならない。当該事実がある場合、主務官庁に告発し、虚偽不実の表示を禁ずる行政措置を請求することができる。

告発できる資格	制限がなく、何人も告発できる。
告発可能な事由	商品表示の内容に虚偽、不実又は誤解を生じさせる事情がある場合 (商品表示法第6条第1号)
告発の効果	違法事実が認められた場合、違反程度に応じて、是正、過料、営業停止又は休業命令などの行政処分が下される。
告発機関	<ul style="list-style-type: none"> ・中央においては経済部 ・直轄市(台北市、高雄市、新北市、台南市、台中市)においては直轄市当局 ・県(市)においては県(市)当局

商品表示とは、商品表示法により、企業経営者が商品を陳列、販売する際の、商品の本体、内外包装又は説明書における表示を指す。したがって、商品の名称、製造業者の名称、商品の原産地、特許証書の番号などは、何れも商品表示法の規制対象である。知的財産侵害に関連するもので、商品表示法の違反行為とされるものとしては、「虚偽の特許表示」「製造業者の名称、産地虚偽表示」などが挙げられる。

商品表示法の違反行為態様の例示	実例
虚偽の特許表示	<ul style="list-style-type: none"> ・特許登録出願を行っていないのに、商品に「特許出願中」と表示する。 ・特許権の登録を受けていないのに、商品に「特許登録済み」と表示する。 ・他人所有の特許権を自己の権利と偽って、商品に他人の特許証番号を記載する。
製造業者の名称、産地の偽称	「松坂牛」「和歌山ラーメン」などのように、地域名と商品・役務の名称からなるものは、まだ地域団体商標として登録されていない場合、商品に「松坂牛」と表示する模倣業者の行為に対し、商標権に基づき権利を行使できなくとも、産地の虚偽表示に該

	当すると主張して、商品表示法にて対応することが可能である。
--	-------------------------------

市場に流通している商品が上記規定に違反する場合、同法第 14 条により、主務官庁は期限を定め、改善するよう通知することができる。指定した期限を過ぎても、当該違反行為が改善されない場合は、3 万台湾ドル以上、30 万台湾ドル以下の過料に処することができる。また、当該行為が改善されるまで、回数に応じて連続で過料を科すことができる。違反の状況が重大である場合は、6 月以下の営業停止又は休業を命じることができる。

(2) 食品衛生管理法による救済

食品の安全、品質を管理し、国民の健康を守るために、食品衛生管理法が制定されている。同法第 19 条により、食品、食品添加物又は食品用洗剤の表示、宣伝、広告の内容に、不実、誇張若しくは誤解を生じさせる事情があってはならない。当該法律の規定に違反する食品を市場で発見した場合、主務官庁に告発し、かかる違反行為を禁ずる行政措置を請求することが考えられる。

告発できる資格	制限がなく、何人も告発できる。
告発可能な事由	食品、食品添加物又は食品用洗剤の表示、宣伝、広告の内容に、不実、誇張若しくは誤解を生じさせる事情がある場合 (食品衛生管理法第 19 条)
告発の効果	違法事実が認められた場合、違反程度に応じて、過料、営業若しくは工場の許可証の取消などの行政処分が下される。
告発機関	<ul style="list-style-type: none"> ・中央においては経済部 ・直轄市(台北市、高雄市、新北市、台南市、台中市)においては直轄市当局 ・県(市)においては県(市)当局

食品衛生管理法第 19 条における表示とは、食品、食品添加物又は食品用洗剤の容器、包装又は説明書における記載、説明(文字、図、マークを含む。)を指す。したがって、商品表示法と同様に、商品の名称、製造業者の名称、商品の原産地、特許証書の番号などは、何れも食品衛生管理法の規制対象に属する。なお、「特別法優先原則」により、商品表示法よりも食品衛生管理法が優先して適用される。

上記規定に違反する食品を市場で発見した場合、主務官庁に告発し、かかる違反行為を禁ずる行政措置を請求することができる。主務官庁とは、中央においては行政院衛生署、直轄市(台北市、高雄市、新北市、台南市、台中市)においては、直轄市当局、県(市)においては県(市)当局を指す。

主務官庁は、調査により、上記規定に違反すると認めた場合、行為者に 4 万台湾ド

ル以上、20万台湾ドル以下の過料を科すことができる。また、1年以内に再度違反した場合、業者の営業又は工場の許可証を取り消すことができる。また、上記規定に違反した広告の放送については、それが停止されるまで、回数に応じて連続して過料を科すことができる。

(3) 消費者保護法による救済

消費者権益の保護、消費生活の安全促進と品質向上に寄与するため、消費者保護法が制定されている。商品・役務を提供する事業は、消費者保護法により、正確な情報を消費者に提供する責任を負う。これに違反する場合、消費者は、消費者保護法違反を理由として、主務官庁に告発することができる。

告発できる資格	制限がなく、何人も告発できる。
告発可能な事由	商品表示法などの法令に従って、商品の名称、製造業者の名称、商品の原産地、特許証の番号などの情報を表示していない場合。 (消費者保護法第24条)
告発の効果	違法事実が認められた場合、違反程度に応じて、是正、過料などの行政処分が下される。
告発機関	<ul style="list-style-type: none"> ・中央においては対象事業の主務官庁 ・直轄市(台北市、高雄市、新北市、台南市、台中市)においては直轄市当局、 ・県(市)においては県(市)当局

消費者保護法第24条によると、企業経営者は、商品表示法などの法令に従って、商品の名称、製造業者の名称、商品の原産地、特許証の番号などの情報を表示しなければならない。企業経営者が関連法令に違反して正しい表記をしていなければ、消費者は商品の出所、品質などについて誤認して購買する可能性がある。この場合、消費者は、消費者保護法違反を理由として、主務官庁に告発することができる。

上記の主務官庁とは、中央においては対象事業の主務官庁、直轄市(台北市、高雄市、新北市、台南市、台中市)においては直轄市当局、県(市)においては県(市)当局を指す(第6条)。

主務官庁の調査により、「商品表示法など、商品・役務の表示に関する法令に違反する行為」があると認定した場合、主務官庁は改善するよう当該行為者に通知することができる。また、改善するよう通知されたにもかかわらず、当該行為者が期限を過ぎても改善しなかった場合、主務官庁は2万台湾ドル以上、20万台湾ドル以下の過料に処することができる。

産業財産権における模倣対策のご案内

公益財団法人交流協会では特許庁からの委託により、海外進出日系企業を対象とした産業財産権の侵害対策事業を実施しております。具体的には、現地にて以下の活動をしております。

1. 台湾における産業財産権の模倣対策に資する情報の収集
2. 弁護士、弁理士など産業財産権の専門家を講師としたセミナーの開催
現地で活躍する専門家から最新の情報を得る機会です。
3. 産業財産権に関する相談窓口の設置
産業財産権の権利取得手続きから、産業財産権の侵害に関する相談まで、幅広いご質問にお答えいたしますので、是非ご利用ください。

※相談窓口の利用、セミナーへの出席、その他ご不明な点については、
公益財団法人交流協会 貿易経済部までお問い合わせください。

TEL：03-5573-2600

FAX：03-5573-2601

H P：http://www.koryu.or.jp/

[特許庁委託] 台湾模倣対策マニュアル

平成25年3月 発行

発行者 井上 孝

発行所 公益財団法人 交流協会

【禁無断転載】

東京都港区六本木3-16-33

青葉六本木ビル7階

印刷所 株式会社 宝円堂

執筆協力：理律法律事務所 (LEE AND LI Attorneys-at-Law)

台北市敦化北路201号7階
